

豊島区長

狭あい道路拡幅整備事前協議書

土地の所在	住所	豊島区	丁目	番	号
	登記地番	豊島区	丁目	番	
建築主等	住所	Ⓔ			
	ふりがな				
	氏名				印
	電話				
代理人	住所	Ⓔ			
	ふりがな				
	事業所名 及び 氏名				印 担当者（ ）
	電話				
関係権利者	住所	Ⓔ			
	ふりがな				
	氏名				
	電話				
工事施工者	事業所名				
	電話				
敷地面積等	①敷地面積 m ² 、② 階建て				
自主整備	該当（有・無）				
建築工事予定	着手予定：令和 年 月 日				
	完了予定：令和 年 月 日				

同意書

私は、協議番号第 ー 号で豊島区狭あい道路拡幅整備事業の事前協議書に添付する現況図2部の内、1部は確定現況図として受けとりますが、残りの1部については近隣建築等の調査の参考資料として公開（閲覧・コピー）することに同意します。

建築主又は関係権利者	氏名	印
------------	----	---

委任状

私は、

代理人	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	事業所名	
	電話番号	()

を代理人として定め、下記の権限を委任します。

1. 狭あい道路拡幅整備事業に関する事前協議の手続き一式
2. 次の一部委任

--

--

※ 現場立会いの際には、委任者、代理人の両者でお願いします。

令和 年 月 日

豊島区長

委任者	住所	
	ふりがな	
	氏名	印
土地の所在地 (住所表示番号)	豊島区	丁目 番 号

豊島区長

道路整備承諾書

建築主等	住所	⊕
	氏名	印
	電話	

関係権利者	住所	⊕
	氏名	印
	電話	

下記土地のうち、豊島区狭あい道路拡幅整備条例に基づく後退用地及び隅切り用地を道路として整備することを承諾します。

記

1. 土地の所在 住所 豊島区 丁目 番 号
登記地番 豊島区 丁目 番

豊島区長

道路敷地無償使用承諾書

建築主等	住所	⊕
	氏名	印
	電話	

関係権利者

土地所有者	住所	⊕
	氏名	印
	電話	

借地権者	住所	⊕
	氏名	印
	電話	

下記土地のうち、豊島区狭あい道路拡幅整備条例に基づき道路として整備される後退用地等を、道路法による特別区道の区域に編入し、区が無償使用することを承諾します。

記

1. 土地の所在
- | | | | | |
|------|-----|----|---|---|
| 住所 | 豊島区 | 丁目 | 番 | 号 |
| 登記地番 | 豊島区 | 丁目 | 番 | |
2. 後退用地等の面積
- m²（整備後の実測求積図による）

豊島区長

下記の内容で事前協議書を提出いたしましたが、都合により取下げします。

氏 名 印

狭あい道路拡幅整備事前協議取下書

協議番号 ー (令和 年 月 日付)

土地の所在	住所	豊島区	丁目	番	号
	登記地番	豊島区	丁目	番	
建築主等	住所	Ⓣ			
	ふりがな				
	氏名				印
	電話				
代理人	住所	Ⓣ			
	ふりがな				
	事業所名 及び 氏名				印 担当者（ ）
	電話				
関係権利者	住所	Ⓣ			
	ふりがな				
	氏名				
	電話				

狭あい道路拡幅整備（自主整備）要件について

（協議番号 第 ー 号）
令和 年 月 日

豊島区長

住所

申請者

印

当社は、中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者であり、自主整備を行う建築主等には該当しません。

主 な 事 業	
従 業 員 数	人
資本の額又は出資の総額	円

－参 考－

狭あい道路拡幅整備（自主整備）要件にかかわる中小企業者の記述は次のとおりです。

豊島区狭あい道路拡幅整備条例

（拡幅整備）

第八条 区長は、建築主等が第六条第三項に規定する関係権利者の承諾を得た場合は、事前協議に係る後退用地等について拡幅整備を行うことができる。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築主等については適用しない。ただし、区長が特に認める場合はこの限りではない。

一 中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項各号に規定する中小企業者以外の会社（次号に規定する法人に該当する会社を除く。）又は事業を営む個人

中小企業者とは

- ① 製造業・建設業・運輸業・その他の業種の場合、資本金3億円以下又は従業員300人以下の会社及び個人
- ② 卸売業の場合、資本金1億円以下又は従業員100人以下の会社及び個人
- ③ サービス業の場合、資本金5千万円以下又は従業員100人以下の会社及び個人
- ④ 小売業の場合、資本金5千万円以下又は従業員50人以下の会社及び個人